

終連報丙第ハ号

受 終連
野中佐
時間 三三〇一八〇

昭三
外二
課

主擔任課

總務課 復員部 醫務部
注意

送還手續変更案ノ件

A G 三セロ、五(一六)年一月三十九日 G C
G H Q 日本政府宛覽書(終連經由)

一、本司令部ハ送還計畫変更ヲ目下考究中ナリ。立案ニ備ヘ
テ茲ニ新通報ヲ提出ス。本司令部ノ特定指示アラザル限
リ現在行ハレアル手續ニ関シ如何ナル変更ヲモ爲スハカ
ラナルヲ特ニ要ス。
二、次ノ通報ハ支那(臺灣ヲ含ム)ヨリノ送還ニ関スルモノナリ。
a 現在支那日本同往復ニ割當テラレアル日本送還船舶容
續(約一万八千トン)ノ配置ハ変更セス。

0025

各通ノ始ノ日	LSI	(隻)	リバティ船	(隻)
一月二十九日	四	一	一	一
二月三日	七	一	一	一
二月十日	七	一	一	一
二月十七日	九	一	一	一
二月二十四日	四	一	一	一
三月三日	四	一	一	一
三月十日	四	一	一	一
三月十七日	一六	一	一	一
三月二十四日	一	一	一	一
計	八五	一	一	一

現在支那日本間往復ニ割当テラル米人乗組トST
 ハ一九四六年二月一日ヨリ四月一日ノ期間ニ於テ漸次
 撤收ス爾後ハ本船船ハ送還ニ當ラザル事トナルベシ
 日本船員乗組トSTハ十五隻及リバティ船百隻ハ
 一九四六年一月二十九日ヨリ三月三十日ノ間ニ於テ左
 記ニヨリ支那及日本間往復ニ割當テラル

0026

又示サレタル日附ヨリ後ニ於テハ左記各港ハ凡ソ左記
 一日ノ帰国者割合ヲ維持シ得ルモノト思考セラル

別府	博多	鹿兒島	唐津	吳	佐世保	田邊	清原	記
三〇〇	四三〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	六〇〇	*之等港灣ハ未ダ戦害ニ付上附ハ般金ナリ
*三月三十日	三月九日	四月六日	*三月三十日	三月十六日	三月三十日	三月二十二日	四月六日	

又、以テ支那送還用港ヨリノ一日ノ乗船数ハ一九四六
 年三月三十日ニ約二八千百名一達ニ爾後同割合ヲ持
 續スルモノト思考セル
 日本帝國政府ハ支那日本ニ於ル送還用港灣ニ於ル区

0027

療目的、爲必要ナルモノヲ準備スベシ。左記最小
 限免疫要求量ヲ荷ス、シテ
 (1) 天然痘ニ対シ種痘ヲルベキ一切ノ送還者。
 (2) アフリカ大陸ノ又ハヨリ一切ノ送還者ニ対シチハ
 ルベキチフスツカノ
 (3) 春夏ノ期間ニ於ル一切ノ帰国者ニ対シチハラルベキ
 (4) 送還者ニ於テ使用セラルベキワクチンニ関スル事
 (5) 日本政府宛要ボハ之等諸君ヨリノ予定乗船者数
 凡ソ此ノトス。乗船者数が前記第一項ヒノ基準数ニ
 達スル迄要求量ハ毎日増加セン。日本政府が要求量ヲ
 満足セラザル準備シ得ザル場合ハ不足分獲得ニ関レ本司令
 官ヨリ聯合スベシ。
 九、日本間往復ノ日本人乗組船舶ハ現在台湾ニアル日
 本ノ糧食カラ帰路ノ食糧ヲ準備スベシ。
 十、台湾ヨリノ送還者ニ対シテハ現在台湾ニアル日本陸軍
 貯蔵品ヨリ衣料ヲ供給スベシ。

0023

三 在記通報ハ支那以外ノ地域ヨリノ送還者ニ関スルモノナ

リ
a 極少数者ヲ除キ比島ヨリノ日本人還送ハ昭和二十一年

七月一日マデ行ハザルモノトス
b 琉球諸島ヨリノ日本人還送ハ昭和二十一年七月一日マデ行

ハザルモノトス

四 以下追加項目ノ実施ニ関シ日本政府ハ責ヲ負フモノトス

a 還送業務ニ関シ總テ日本人乗組ノ船舶ニ対スル運営

乗組食料補給(但シ前記第一項bニ述ベアルモノヲ除

ク)

b 日本船舶ニハ總テ恒久的ニ日本人医員ヲ以下ノ如ク配

スル事(但シ支那區域就航ノ日本人乗組ノリハテ船舶ニ

スルヲ除ク)

(1) 航海四日以内ノ船舶ハ衛生員ニ名

(2) 航海四日以上ノ船舶ハ医員一名衛生員ニ名

c 本司令部ヨリノ現命令ニ述ベラレアル最少数限医療設備

備サレアルヤ否ヲ日本老湾出帆ノ還送船々長ニ通報シ

置クコト
d 日本港灣ニ於テ全送還用船舶ノ完全ナル清掃消毒
e 日本引揚援護局ニ於ケル乗員還送者及ヒ荷物数總ノ
消毒
DDT入手可能ナラバ使用スルモトス
休命
高級副官補佐官
アレン大佐

0030